

平成27年度 財政援助団体等監査(1) 監査結果措置状況

地方独立行政法人 神戸市民病院機構

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 指摘事項 会計に関する事務 ア 非常勤役員手当及び源泉徴収額を適正な額にするべきもの 平成27年1月1日以降に支払われる給与所得の源泉徴収税額表(日額表)が改正されたが、法人では平成27年1、2月支給の非常勤役員手当(各月2名分)について、改正前の給与所得の源泉徴収税額表(日額表)を用いて源泉徴収税額を算定していた。 適正な額で算定するべきである。</p>	<p>改正前の給与所得の源泉徴収税額表(日額表)を用いて源泉徴収税額を算定していた原因は、平成27年の改正内容を見落として、前月と同額での処理を行ったことが原因である。 平成27年10月13日に税務署へ修正の申告を実施した。 今後、同様の誤りがないように税額表の変更などの情報を共有するとともに、源泉徴収税額表の変更内容をもれなく確認するよう支出関係書類に注意喚起の文言を記載した。</p>	<p>措置済</p>
<p>イ 行政サービス実施コスト計算書において適正な額で計上するべきもの 行政サービス実施コスト計算書は、損益計算書上の費用から自己収入等を控除した業務費用に、地方公共団体出資財産などの機会費用等を加えて算定する。 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解では、地方公共団体出資の機会費用は、地方公共団体出資金に運営費負担金等の会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算するなどして得た額に一定の利率を乗じて計算することとされている。 しかし、法人の平成26年度行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計算においては、資本剰余金のうち非償却資産(土地)の取得に充てられた運営費負担金を計上した5,803万円を控除して一定利率(0.4%)を乗じていたため、機会費用が約23万円過少に計上されていた。 適正な計算に基づく額を計上するべきである。</p>	<p>行政サービス実施コスト計算書において機会費用が過少に計上されていた原因は、機会費用の算出にあたって、主に地方公共団体出資金をもとに計算することとされており、土地の取得に充てられた運営費負担金については地方公共団体出資金とは異なるものであるため、計算対象から控除していたためであった。 平成27年11月、会計基準について十分確認するとともに、当該内容について、当機構の会計監査人に報告を行っており、今年度より計算対象として加算し、適正な計算に基づく額を計上する。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>ウ 費用及び収益を計上するべきもの 平成26年度の損益計算書において、費用及び収益が相殺されて計上されていない事例があった。</p> <p>地方独立行政法人会計基準では損益計算書は費用及び収益は総額によって記載することを原則とされていることから、適正に計上するべきである。</p>	<p>費用及び収益を相殺し各々を適正に計上していなかった原因は、契約書に基づいて月々の委託料の支払及び使用料の徴収を行うべきところ、発生する費用と収益を相殺し精算していたためであった。</p> <p>平成27年11月、会計基準を含め関係規定を十分確認のうえ、適正な事務処理を行うよう所属長から課内会議で職員に周知徹底した。</p> <p>また、平成27年11月より、発生する費用と収益を各々適正に計上するよう改めた。</p>	措置済
<p>契約に関する事務</p> <p>ア 要綱に基づく事務を行うべきもの (ア) 西市民病院では固定資産貸付要綱に基づき第三者に建物を使用させている。しかし、以下のような要綱の規定とは異なる取扱いを行っている事例があった。</p> <p>要綱に基づいた適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>第三者に病院の建物を使用させるにあたって、要綱と異なる事務処理を行っていた原因は、独立行政法人化により要綱が整備された後も、誤って市の行政財産使用許可書の様式を引き続き準用していたためであった。</p> <p>平成27年11月、要綱等の根拠規程の内容を十分確認するよう所属長から課内会議で職員に周知徹底した。</p> <p>また、平成27年11月、要綱に基づき遅延利息の率を年14.6%に改定する旨を相手方に通知するとともに、平成28年度からは、許可書ではなく要綱に基づき適正に契約書を締結する。</p>	措置済
<p>(イ) 西市民病院において、建物使用許可書で定めている納期限に貸付料が納付されていない事例があった。</p> <p>これは西市民病院での事務処理の遅延により、支払期限を平成26年11月30日とした請求書を送付したことによるものであるが、建物使用許可書で定めている納期限に貸付料を納付させるよう、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>建物使用許可書で定めている納期限に貸付料が納付されていない原因は、病院側の事務処理の遅延により請求書の発行が遅れたことを理由に、納期限を平成26年11月まで延長して貸付料を請求していたためであった。</p> <p>平成27年11月、要綱等の根拠規程の内容を十分確認するとともに、遅延なく適正な事務処理を行うよう所属長から課内会議で職員に周知徹底した。</p>	措置済